

※ 現場代理人等通知書に添付してください。 ※ 契約金額が 130 万円以下の場合は、提出不要です。

## 主任技術者等兼任状況調（建設工事事用）

記入例

件名： 市道〇〇〇〇線道路路側整備工事  
工期： 令和 5 年 1 月 10 日 ～ 令和 5 年 2 月 28 日  
契約金額： ¥ 5, 500, 000-

受注者： 住所又は所在地 名張市〇〇町〇〇番地  
商号又は名称 〇〇建設株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 〇〇〇〇

(使用届出印を押印)

配置する主任技術者又は監理技術者

氏名	建設 一郎
国家資格名称等	一級土木施工管理技士 (※実務経験者は「実務経験〇〇年」と記入)
資格取得年月日	平成 12年 8月 1日
登録番号	00900000
上記の技術者が兼任する4, 000万円未満(建築一式工事の場合は、8, 000万円未満)のすべての公共工事について、件名、工期及び請負金額を記入。 (なお、緊急工事、応急工事並びに130万円以下の工事を除く。)	兼任あり ・ 兼任なし
補足: 1件の請負金額が4, 000万円以上の公共性のある工事については、主任技術者は専任で配置しなければなりません。	①件 名: <u>県道〇〇線道路改良工事</u> 工期: <u>令和 4年 10月 20日 ～ 令和 5年 3月 20日</u> 契約金額: <u>¥22, 000, 000-</u>  ②件 名: <u>市道〇〇〇〇線側溝整備工事</u> 工期: <u>令和 4年 12月 15日 ～ 令和 5年 1月 31日</u> 契約金額: <u>¥3, 300, 000-</u>

(留意事項)

- 1件あたりの請負金額が4, 000万円未満(建築一式工事は8, 000万円未満)の建設工事(緊急工事、応急工事並びに130万円以下の工事を除く。)において、1人の主任技術者が兼任できる工事件数は3件以下とする。ただし、請負金額の合計額が4, 500万円(建築一式工事のみの場合は 9, 000万円)を超える場合は2件以下とする。なお、この兼任制限に関する建設工事の件数は、全ての公共工事(国、特殊法人等又は公共団体が発注する工事)を対象とする。これらの条件に合わない場合は契約できないものとする。
- 上記の記載事項に虚偽の記載があれば、「名張市建設工事等資格停止措置要領」に基づき、不正又は不誠実な行為として、資格停止の措置を行う。
- 500万円以上の工事について配置する主任技術者等が現場代理人を兼務する場合は、当該技術者は他の工事を兼務できないので注意すること。
- 実務経験者を配置する場合は、「実務経験経歴書」についても提出すること。
- 「健康保険被保険者証」等(入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できるもの)を添付すること。